

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われ、100 dB を超える航空機騒音が繰り返し測定されている。さらに、最近でも、深夜など住民への影響が大きい時間帯で飛行が行われた事案も発生しており、依然として事態の改善が図られていない状況にある。

平成25年8月末に、国（防衛局）が島根県及び広島県に各1台設置した騒音測定装置は、測定開始から3年以上経過し、測定結果が得られていることをふまえ、今後、新たに設置した測定器による測定結果も加え、これまでの客観的な騒音データの分析による具体的な騒音被害対策が必要である。

また、昨年度は、岩国基地に関係するハリヤー攻撃機やホーネット戦闘攻撃機の墜落事故のほか、オスプレイの不時着水など米軍機による国内での重大事故が相次いで発生したことから、徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講じるとともに、地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

さらに、平成18年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等の岩国移駐が予定される中、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることが強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。
- (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。
- (4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地

元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図ること。

2 航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

3 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

また、オスプレイについても、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

さらに、今後、横田基地に配備される予定のオスプレイについても、仮に中国地方へ影響が及ぶ場合には、適切に情報提供を行うこと。

4 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

平成29年6月5日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政